

議案第34号

下水道資源化工場施設の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の変更について

下水道資源化工場施設の建設及び維持管理に関する事務委託への佐野市の参入に伴い、下水道資源化工場施設の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約の変更について地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、栃木県との協議を行うに当たり、同条第3項の規定において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

平成27年3月9日提出

大田原市長 津久井 富雄

下水道資源化工場施設の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約

下水道資源化工場施設の建設及び維持管理に関する事務の委託に関する規約（平成19年栃木県告示第282号）の一部を次のように変更する。

第1条中「足利市」の下に「、佐野市」を加える。

附 則

この規約は、栃木県と関連市町村との協議が成立した日から施行する。